

# 同意書（秋田県地域枠）

秋田県知事様  
秋田大学医学部長様

私は、秋田大学医学部医学科に地域枠（秋田県地域枠）として入学した場合は、下記の事項に同意します。

## 記

（修学資金の貸与）

1 入学後は、秋田県医学生等修学資金の貸与を6年間受けること。

（従事要件）

2 医師免許取得後は、秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）の適用を受け、プログラムに従って、秋田県内の公的医療機関等で9年間勤務し、そのうちの4年間（臨床研修期間を除く。）は知事が指定する医師少数区域等の公的医療機関等で勤務すること。

（離脱要件）

3 在学中に修学資金の貸与を辞退する場合又は大学卒業後にプログラムから離脱する場合は、退学、死亡、心身の故障、大学卒業後1年6カ月以内に医師免許を取得できないその他知事がやむを得ないと認める事由が存在し、かつそれにより猶予期間を設定してもプログラムに則った勤務が困難であると認められる場合に限り、知事が離脱に同意することとし、その場合は、秋田大学と県に誠意を持って説明を行うこと。

以上

また、上記3により離脱にあたり同意が得られなかった者（以下「不同意離脱者」という。）の取扱いについて次のとおりとなることを理解します。

- ・臨床研修において不同意離脱者を採用している病院は、臨床研修費等補助金が減額されるため、病院によってはその者の採用を控えることがあること。
- ・一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）は、不同意離脱者の場合は、専門研修プログラムに参加しても、その研修は専門研修とは認められないことがあるとしていること（別添機構が公表している「地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて」を参照）。

令和 年 月 日

志願者(本人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保護者又は  
連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて

地域枠で入学した医師の地域医療に対する貢献は極めて高く評価されており、今後も地域医療の発展のためになくってはならないものであることは各方面の一致した見解である。

したがって、地域枠出身者の地域定着は地域医療としても重要な課題になっていることは、地域医療を担う大学・医師会・自治体などが積極的に考えていくべきものと思われる。

一方で、都道府県もしくは当該大学との間の不同意のままの地域枠医師の従事要件からの離脱が問題となっている。しかし、最近の調査では離脱率も極めて低くなっていることが確認されている。都道府県もしくは大学の努力によるものと敬意を表す。

しかし、少数ながら不同意のまま従事要件から離脱する専攻医が存在することも事実である。

プログラム統括責任者におかれては、地域枠の医師の専門研修プログラムについて、十分に地域医療を担う大学・医師会・自治体との協議の上、従事要件に適合しかつ充実したプログラムの作成をお願いしたい。

問題は不同意のまま従事要件から離脱して専門研修を開始し終了した場合に、それを「専門医として認めない」として過去に掲載した本機構のホームページ上の文言である。

本来は、その前の時点で、プログラムの修正などを求めるとしたものが、“認定しない”と読み取られかねないことに問題が生じた。

そこで、不同意離脱に対する本機構の態度を再度検討し、以下のように訂正する。

- 1、 本案件はあくまで都道府県もしくは大学と専攻医の間の“取り決め”であることから、当事者同士で十分な検討がなされるべきものと考えられる。
- 2、 日本専門医機構は専攻医の専門研修の充実を図るべくプログラム統括責任者に依頼する立場である。
- 3、 当事者同士の協議で合意できなかった場合は、日本専門医機構は当該都道府県もしくは大学とともにプログラム統括責任者にプログラムの再考を促す。
- 4、 日本専門医機構は、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合は、都道府県もしくはプログラム統括責任者と専攻医の間で解決できるよう橋渡しをする努力をする。
- 5、 プログラムが進行した後でも、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合には、日本専門医機構は専攻医が不利にならないよう改めて関係者間（都道府県、大学、基幹施設、プログラム統括責任者、専攻医当事者）による協議の場を設ける。
- 6、 日本専門医機構は、専攻医が、こうした協議による解決策に応じることを期待するものである。しかし、解決が得られず、不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専攻医を採用した医療機関は、次年度の採用定員を減ずる。

なお、産業医科大学などを卒業し従事要件の課せられている専攻医についても、上記に準じて対応するところである。

1、～ 5、については本紙公表時点から、6、については2024年度専攻医採用及び本紙公表以降のプログラム等の異動<sup>\*</sup>から適用するものとする。

(※) 既に専門研修プログラム等に参加している専攻医が、別のプログラム等に異動すること。

以上